大治町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	33,568 人	10,803,817千円	171,516千円	1,516,315千円	14.0%	13.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B
令和5年度	162 人	541,091千円	145,241千円	222,710千円	909,042千円

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
5,611 千円	5,777千円

(注)1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

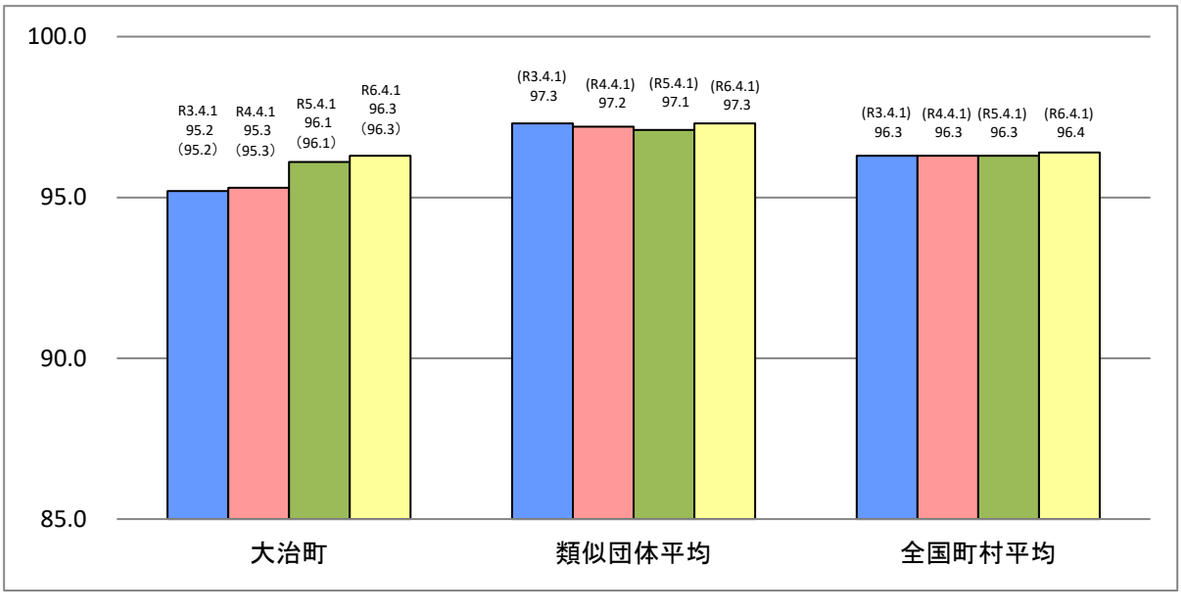

(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①　新規採用職員が増えたことにより、国家公務員の基準に近づいた。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

［ (実施) 未実施 ］

（給料表の改定実施時期）
平成２７年４月１日
（内容）
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大４％引下げる。激変緩和のため３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該弾劾の支給割合)

(支給割合)国基準6％に対し、大治町においても6％を支給。
(実施時期)平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成２７年４月１日時点は４％、給与改定後は平成２７年４月に遡及し５％、平成２８年度４月１日からは６％を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
大治町の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）
住居手当について、国と同様に見直しを実施（令和２年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
大治町	38.5　歳	292,455　円	375,233　円	332,770　円
愛知県	41.5　歳	324,046　円	430,566　円	377,192　円
国	42.1　歳	323,823　円	－	405,378　円
類似団体	41.3　歳	306,955　円	371,835　円	340,734　円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大治町	－	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	52.3 歳	160 人	302,882円	367,255円	340,299円	－	－	－	－
国	51.2 歳	1,829 人	288,144円	－	330,553円	－	－	－	－
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467円	327,123円	313,418円	－	－	－	－

(注)個人が特定されるものについては公表していません。(2人以下)

＊民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年度の3ヶ年平均）

＊技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

＊年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		大治町	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	207,300 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	175,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	194,800 円	163,300 円	－
	中 学 卒	177,600 円	150,600 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	275,200 円	310,300 円	349,000 円	390,100 円
	高 校 卒	263,600 円	― 円	― 円	― 円
技能労務職	高 校 卒	― 円	― 円	― 円	― 円
	中 学 卒	― 円	― 円	― 円	― 円

（注）個人が特定されるものについては公表していません。（2人以下）

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7　級	部長、次長	6 人	3.9%	365,500円	446,200円
6　級	会計管理者、課長、所長	21 人	13.5%	323,100円	411,300円
5　級	課長補佐、所長補佐	14 人	9.0%	295,400円	394,000円
4　級	係長、主査	24 人	15.5%	271,600円	382,000円
3　級	主任	32 人	20.6%	240,900円	351,000円
2　級	主事、技師	27 人	17.4%	208,000円	305,200円
1　級	主事、技師	31 人	20.0%	162,100円	249,400円

（注）1　大治町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

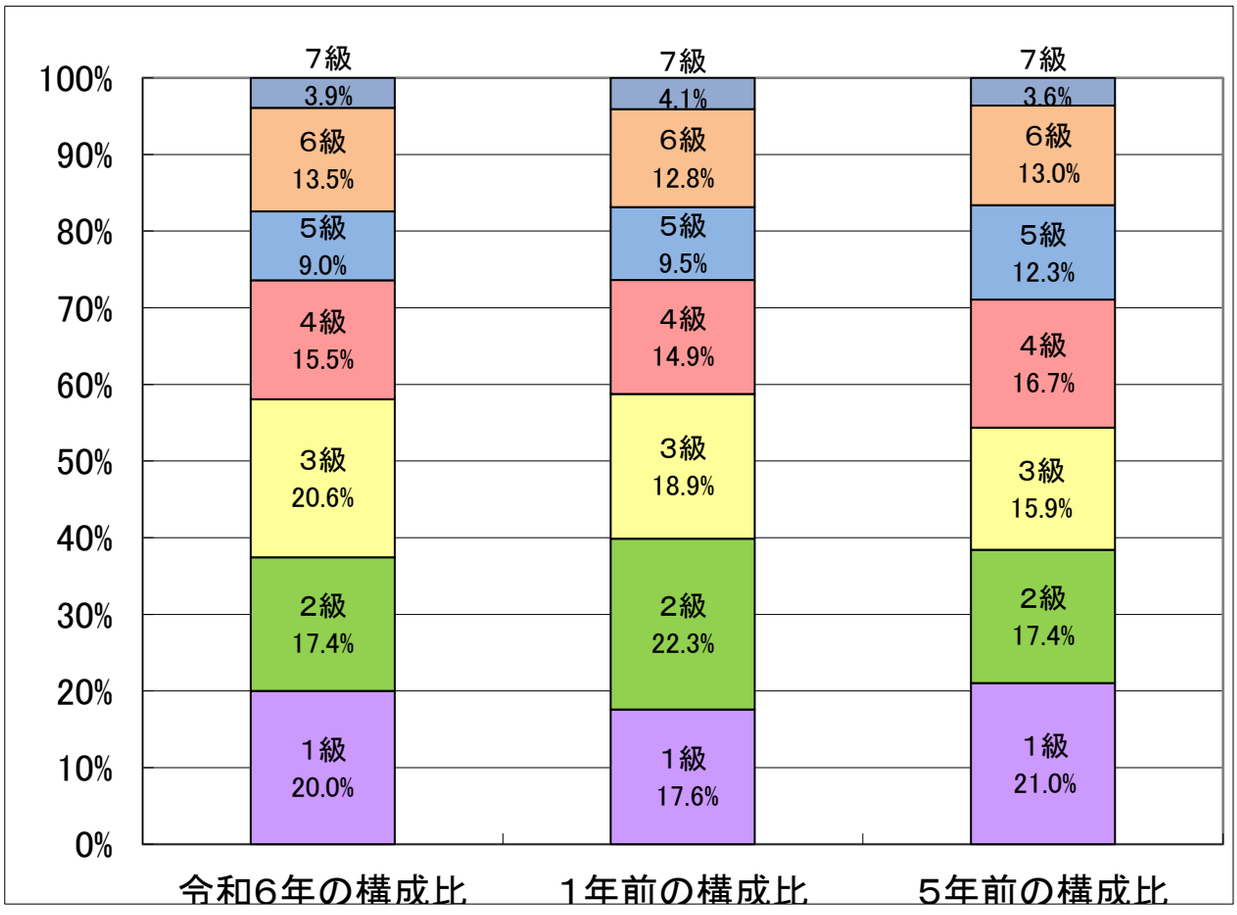

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日)

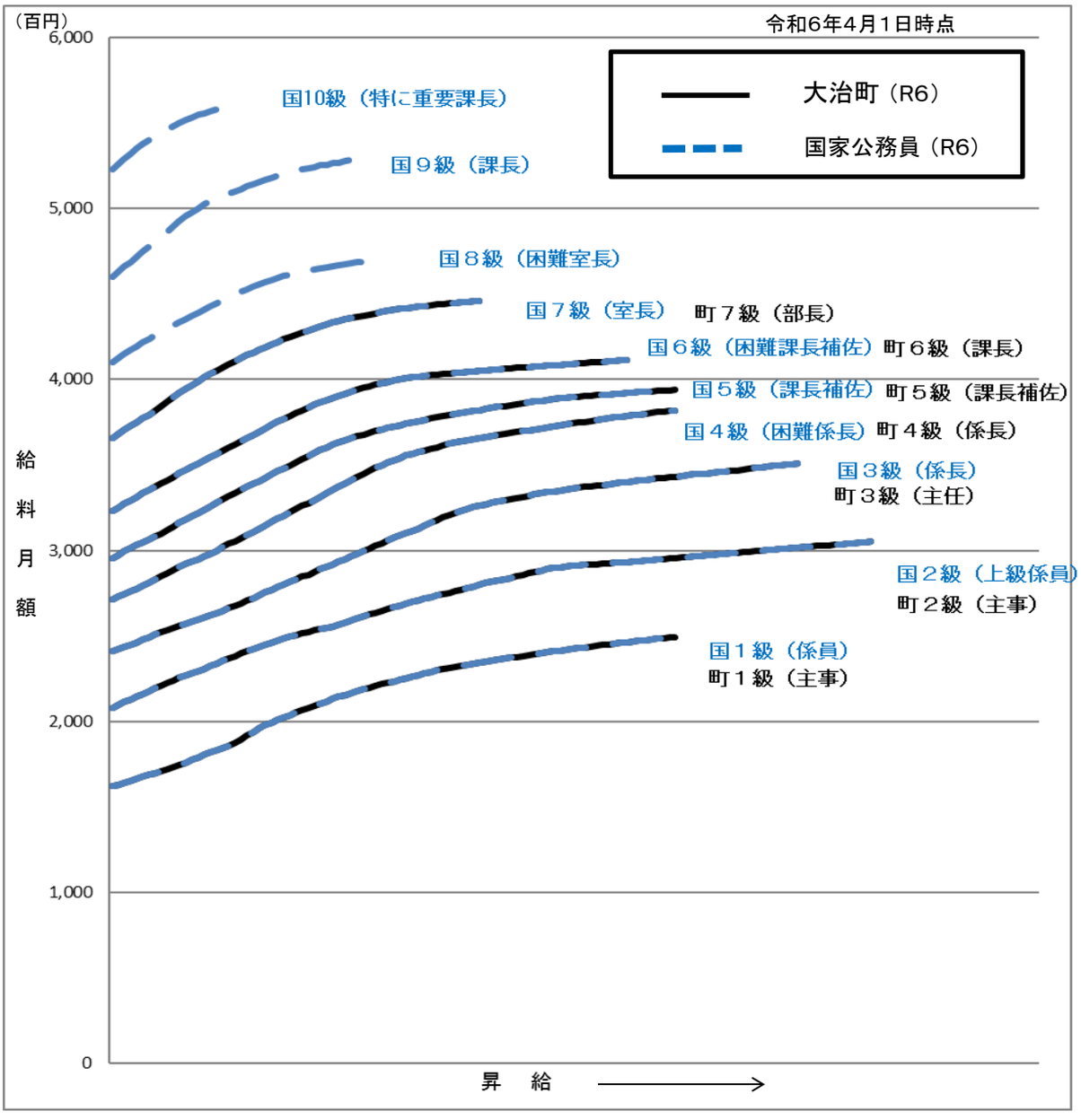

(3) 昇給への人事評価の活用状況(大治町)

令和6年度中までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大　治　町	愛　知　県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,522 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円	―
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3～20% ・管理職加算　4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大治町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

大　治　町		国	
(支給率)	自己都合　応募認定・定年	(支給率)	自己都合　応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分　24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分　33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分　33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分　47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分　40.80375 月分
最高限度	47.709 月分　47.709 月分	最高限度	47.709 月分　47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
(退職時特別昇給	無)		
1人当たり平均支給額	10,516 千円		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			40,450 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			216,311 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区在勤者	20 %	1 人	20 %
大治町	6 %	186 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			96.3 (96.3)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)／(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月１日現在）

支給実績	なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	62,755　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	381　千円
支給実績（令和4年度決算）	73,839　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	486　千円

（注）　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	◆配偶者　　6,500円、 ◆配偶者以外の扶養親族1人につき 子:10,000円　父母等:6,500円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算5,000円	同じ		11,083 千円	197,912 円
住居手当	借家・借間（月額16,000円を超える家賃を支払っている場合）:家賃の額に応じて月額最高28,000円	同じ		12,526 千円	255,641 円
通勤手当	公共交通機関:全額支給額 55,000円、交通用具使用（通勤距離2km以上に限る）:距離に応じて2,000円から31,600円	同じ		11,198 千円	77,227 円
管理職手当	◆部長級:74,800円 ◆課長級:59,500円	異なる	職務の級別に定額を支給	19,849 千円	76,343 円
管理職特別勤務手当	・管理職手当支給職員が休日等に臨時・緊急に勤務した場合 ◆部長級:8,500円 ◆課長級:6,000円 ・管理職手当支給職員が平日深夜0～5時に臨時・緊急に勤務した場合 ◆部長級:4,300円 ◆課長級:3,000円 ・勤務時間6時間超の場合、上記金額×1.50	同じ		296 千円	12,313 円
休日勤務手当	〔(給料月額×給料月額に対する地域手当の月額)×12／{(1週間当たりの勤務時間×52)－(7時間45分×18)}〕×(135／100)	異なる	{(給料月額×給料月額に対する地域手当の月額)×12／(1週間当たりの勤務時間×52)}×(135／100)	70 千円	3,328 円
宿日直手当	◆勤務1回につき 4,400円	同じ		4,303 千円	29,883 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	町長	825,000 円 (円)	920,000 円／	592,000 円
	副町長	705,000 円 (円)	760,000 円／	530,000 円
報酬	議長	405,000 円 (円)	499,000 円／	252,000 円
	副議長	315,000 円 (円)	430,000 円／	202,000 円
	議員	295,000 円 (円)	400,000 円／	174,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	825,000円×在職月数×0．392	15,523,200円	任期毎
	副町長	705,000円×在職月数×0．235	7,952,400円	任期毎
	備考			

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

６ 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	3	1	欠員補充
		総務	49	49	0	
		税務	20	21	1	欠員補充
		民生	26	28	2	業務見直しによる増員
		衛生	21	19	△ 2	業務見直しによる減員
		労働	0	0	0	
		農林水産	1	3	2	業務見直しによる増員
		商工	1	2	1	商工会への職員派遣による増員
		土木	12	12	0	
		計	132	137	5	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 40.81 人 （類似団体の人口1万当たり職員数 67.22 人）
	教育部門		30	29	△ 1	調理員業務廃止に伴う減員
	小 計		162	166	4	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 49.45 人 （類似団体の人口1万当たり職員数 53.56 人）
公営企業等会計部門	下水道		7	8	1	下水道業務強化による増員
	その他		12	13	1	海部東部消防組合からの業務移管による増員
	小 計		19	21	2	
合 計			181 [222]	187 [222]	6 [0]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 55.71 人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

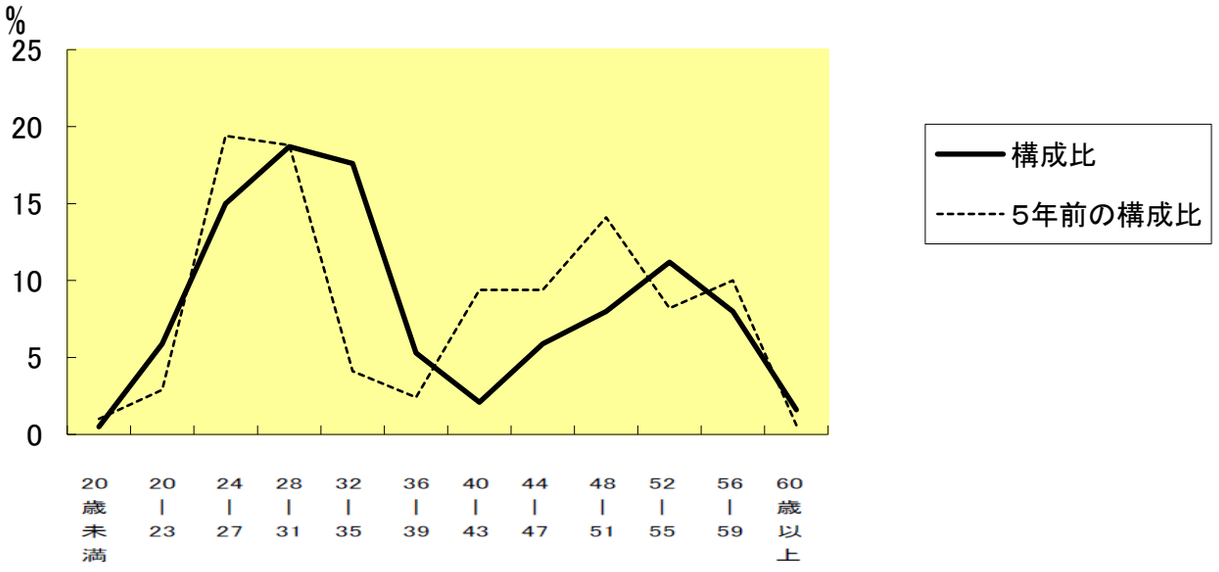

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 11	人 28	人 35	人 33	人 10	人 4	人 11	人 15	人 21	人 15	人 3	人 187

(3)職員数の推移

(単位 : 人・%)

年度 / 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	121	123	123	129	132	137	16	13.22%
教　育	29	31	31	28	30	29	0	0.00%
普通会計計	150	154	154	157	162	166	16	10.67%
公営企業等会計計	20	21	21	21	19	21	1	5.00%
総合計	170	175	175	178	181	187	17	10.00%

(注)1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。